

# 訪 問 診 療

## ってなあに？



2021年3月  
岡山市



## 訪問診療とはどんなものですか？

医師がご自宅を訪問し、診療（診察、処方、処置など）を行う医療サービスです（看護師やその他の職種が医師と共に訪問する診療所もあります）。

「〇月〇日に訪問します」と計画した上でご自宅に伺い、診療の終わりには「次は△月△日に訪問します」と新しく計画をたて、定期的な訪問が行われます。

“外来診療がご自宅にやって来る”というイメージが分かりやすいと思います。

## 往診とは違うものですか？

訪問診療と往診は、医師がご自宅で診療する点では変わりありませんが、実は全く別の医療サービスです。

訪問診療は、“外来診療がご自宅にやって来る”というイメージが近いですが、体調が落ち着いていても定期的・計画的に医師の診察があり、安定した状態を保つ方法や生活全般について相談をすることができます。

一方往診は、“救急外来がご自宅にやって来る”というイメージが近く、体調が急に悪くなった時の応急処置が中心です。

訪問診療を行う診療所では、日ごろ訪問診療を受ける患者さんが急な体調不良の時、往診も行うことがあります。

## 訪問診療ではどのようなことができますか？

診察、薬の処方、検査、処置（カテーテルの交換、床ずれの処置など）をします。

※気管カニューレの交換は、万一の時もすぐできるように、日ごろからお家の方がすることをおすすめします（お家の方による交換を禁止されていない場合）。

その他、予防接種やシナジス注射（RSウイルス感染症予防）を行う場合もあります。

入院が必要となった場合、お家の方と相談の上、病院の医師に直接連絡をとることもあります。

※行うことができる検査や処置の範囲は、診療所により異なります。詳細については、直接診療所にお問い合わせください。

## 訪問診療を申し込むにはどのようにしたら良いですか？

現在かかりつけの病院の医師や、医療ソーシャルワーカー、入院中の方は主治医の先生にお伝えください。

病院からの紹介状や情報提供を受けた後に、診療所が訪問の計画を立てます。



## どのような場合に訪問診療を利用できますか？

病気や障がいがあり、ご自宅での生活が心配な場合、病院に通うのが大変な場合等、主治医が必要だと判断した場合に訪問診療を利用できます。病気や障がいの種類は問いません。

例えば、寝たきり、病院で待つことがとても難しい、外出や受診の移動で体調が悪くなってしまう、医療的ケア（在宅酸素、経管栄養、カテーテル管理など）が必要（動けることも含みます）、病気や障がいのために入退院を繰り返している、小児がんなどがあり大切な時間をご自宅で過ごしたい場合、など。

## 訪問診療をしてくれる小児科医が見つからない場合はどうしたらよいでしょうか？

訪問診療を行っている小児科医は全国的にもまだ多くありません。

そのため、岡山市では医師会等と協力し「医療的ケア児かかりつけ医登録制度」を実施しています。

小児科医でない医師でも、ちょっとした体調不良や風邪への対応、予防接種などができる場合があります。病院の医療ソーシャルワーカー等に、ご相談ください。

## 訪問診療の場合、どのくらいの頻度で診療してもらえますか？

患者さんの体調などにより様々です。落ち着いている場合でも、月に2回程度（1回の診療所もあります）の訪問診療を行います。

診察の結果、毎日の診察が必要と判断した場合は、毎日訪問診療を行うこともあります。状況が落ち着いてくると、訪問診療頻度は少なくなってきます。

## 訪問診療の費用はどのくらいですか？

医療保険の範囲で診療が行われます。訪問診療の費用は、医療費の分類としては“外来扱い”です。

① 乳幼児医療費助成（こども医療）が外来で適用される年齢の場合、自己負担はありません。  
※乳幼児医療費助成の範囲はお住まいの市町村によって異なります。岡山市では就学前まで無料、小学6年生まで1割負担です。

② 小児慢性特定疾病医療費受給者証、心身障害者医療費受給資格証などをお持ちの方は、受給者証等に記載されている自己負担上限月額までとなります。

③ ①②のような医療費助成がない場合  
1カ月に2回の訪問診療で院外処方箋を交付する場合、おおよそ7,000円（1割負担）、20,000円（3割負担）となります。

その他に、血液などの検査、心電図などを実施した場合は別途費用がかかります。

また、在宅酸素などの医療機器を使用する場合や、がんの治療を行う場合なども、医療保険内ですが別途費用がかかります。詳しくは各診療所や病院の医療ソーシャルワーカー等へご相談ください。

## お薬は持ってきてもらえますか？


多くの診療所が院外処方を行っています。

お薬の配達をご希望の方は、配達を行う薬局をご紹介します。配達の場合、配達代がかかることがあります（医療費助成の種類によって異なります）。

## 訪問診療を利用する場合は病院への通院をやめなければいけませんか？

訪問診療を受けながら、今までかかっていた病院への通院は病状やご希望に応じ相談できます。

訪問診療が必要かどうか、またどのような形で通院と訪問診療を行うかは、医師等の判断になりますのでご相談ください。



各病院において問い合わせ先をご記入ください。

(問い合わせ先)

担当：

電話：

岡山市医療政策推進課地域ケア総合推進センター

電話：086-242-3135